

第 5481 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月 3日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 軽減税率制度の概要

Q：消費税の軽減税率が導入されますが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

消費税の軽減税率制度は、平成29年4月1日以降に行う次の①及び②の品目の譲渡を対象として導入され、これらの譲渡については軽減税率(8%)が適用されます。

① 飲食料品(酒類を除く)

飲食料品とは、人の飲用又は食用に供される全ての飲食物をいい、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むとされています。また、おまけつきのお菓子のよう
に食品と食品以外の資産が一体として販売されるものについては、税抜価額が1万円以下であり、かつ、一体資産の価額のうちにその一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であるものについては、対象に含まれることとなっています。なお、飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれません。

② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

スポーツ新聞や業界紙などの新聞も週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくものは対象になりますが、コンビニなどで販売される新聞等は対象になりません。

